

不祥事防止に向けた本校の取組について

茨城県立古河第三高等学校長

本校教職員は、学校教育に携わる者としての誇りと使命感を持ち、コンプライアンスを遵守し、日々教育活動に専心しています。すべての人の人権を尊重し、安全・安心な教育環境を維持するため、以下の通り具体的な行動指針を定め、教職員一同共通認識をもって行動し不祥事が生じないようにすることを確認します。

1. 生徒の個別指導における透明性の確保

- ハラスメントの未然防止に向け、日頃の対応や言動に細心の注意を払い指導にあたる。
- 個別指導は原則として複数人で対応し、扉を開放するなど密室状態を作らない。指導上やむを得ず個別対応が必要な場合は、事前に管理職等へ報告し、事後速やかに結果を報告する。
- 電話、メール、SNS 等を用いた生徒との私的なやりとりは行わない。

2. 個人情報保護と情報資産の適正な管理

- 個人情報の取り扱い、電磁的記録媒体の利用については校内規定の遵守を徹底する。持ち出しが必要な場合は、管理職の承認と台帳へ記載して適切に取り扱う。
- 外部への情報送信・送付にあたっては、Bcc の利用や複数名によるダブルチェックを徹底し、誤送信等の人為ミスを排除する。
- 私用スマートフォンは、緊急時等やむを得ない場合を除き教室で使用しない。

3. 交通法規の遵守と公的使命の自覚

- 緊急時を除き、生徒を自家用車に同乗させない。
- 交通法規の遵守を徹底し、飲酒運転の根絶はもとより、飲酒を伴う機会での相互注意、翌日の運転に影響を及ぼす深酒の自粛など、教職員としての品位を保持する。
- 万が一の事故発生時は法令に従い迅速かつ適切に処置し、直ちに管理職へ報告する。

4. 適正かつ透明な会計処理

- 徴収金は原則として当日中に金融機関へ入金する。当日の入金が困難な場合は職員室および事務室金庫等の施錠できる場所で保管する。
- 関係帳簿・書類は適切に整理し、年 4 回の定期的な管理職点検を通じて、公明正大な経理処理を継続する。

5. 安全・安心な教育環境の整備

- 校内の破損箇所の即時修繕や不用品の整理を行い、常に規律ある教育環境を維持する。
- 空き教室や準備室等の定期的な点検巡回を行い、教職員・生徒が安全に、かつ透明性を持って活動できる環境を担保する。

6. 組織的な相談・連絡体制の構築

- 教職員や生徒が報告・相談しやすい校内環境を整える。
- 安心安全な学校生活のために、必要に応じて警察や地域の関係機関と緊密に連携する。

7. 校内研修

- 「One IBARAKI」等を活用し、全教職員を対象とした不祥事防止研修を定期的実施する。
- 年1回の「自己点検チェックリスト」を活用して、全職員が自らの行動を振り返り意識の向上を図る機会を設ける。